

研究プロジェクト『ケア』からみた社会保障の新たな展望
Research project: Visualization of "care" and a new perspective on social security

実施期間： 2011～2012年度（2年間）

Term of the project： 2011-2012 fiscal years (2 years)

研究代表者： 西村 健一郎 同志社大学大学院司法研究科教授

Project leader： Dr. Kenichiro NISHIMURA, Professor, Doshisha Law School

研究目的要旨：

幸福や安全・安心をめぐる議論で近時頻繁に用いられている「ケア」という概念を、人間の社会的生存に不可欠な相互関係概念として学際的に解明し、社会構造の変容に対応したケア・ネットワークの再編という観点から、社会保障の新たな在り方を研究するための総合的視点と基礎的理論枠組を構想することを目的とする。ケアの実践と理論に関しては、倫理学、社会学、医療看護学、社会福祉学などの諸分野において、多彩な研究が展開され、介護・医療・看護・介助・保育などの社会保障の個別分野でもケア・サービスの提供体制について各種の新たな制度的対応が提言ないし実施されており、これらの多岐にわたる分野の知見や動向には、社会保障システム全体の新たな展望を切り拓く貴重な萌芽がみられる。本研究では、これらの各分野で従来別々に論じられてきたケアに関する最新の知見と動向を相互に関連づけてり合わせ、ケア概念を、介護・医療・看護・介助・保育などの社会保障的対応に共通する上位概念と位置づけ、とくにその可視化の社会構造的背景と制度的対応の在り方に焦点を合わせて、その特質・意義などを学際的に解明し、社会保障の在り方の研究および改革論議に新たな展望を切り拓くことをめざしている。

研究目的：

①背景：

ケアの問題は、従来、基本的には親密圏の問題として家族や共同体内部で対応されてきたが、少子高齢化、家族構成の変化、女性の社会進出、医療介護空間の変貌、雇用の流動化などの社会構造の変容に伴って、次第に社会問題化し、公共的な政策課題としての対応の必要性と重要性が急速に高まっている。医療看護学、介護学、社会福祉学等の分野だけでなく、倫理学・社会学・心理学等の分野でもケアの概念が注目され、ケアの理論と実践に関して多彩な研究が展開されているが、それらの研究成果は、ケア問題への対応において重要な位置を占めている社会保障システムの在り方をめぐる政策論的・制度論的考察にはまだほとんど活かされていない。他方、社会保障システムの在り方をめぐる政策論的・制度論的議論では、所得の再分配による個人の福利の増進機能に焦点を合わせ、その規模や財源などに関する公私の役割分担や世代間の公平の確保などの問題に関心が集中し、人的サービス提供が中心となるケア・ネットワークの再編やそれに対する社会保障的支援が社会的連帯や個人の生き方に対してもつ社会的・倫理的意義に対する考察は背後に追いやられてしまっている観がある。このような従来のケア論の限界及び社会保障政策・制度論議の偏りを学際的共同研究によって是正することが、次世代にも承継可能な公私ケア・ネットワークの再編成と社会保障システムの再構築にとって焦眉の課題となっている。

②必要性：

①で述べたように、ケア論の多彩な展開にもかかわらず、ケアの概念のあいまいさや各論者の問題関心のバラツキなどのために、ケアという社会的相互関係概念が社会保障の在り方の政策論的・制度論的

考察に対してもつインプリケーションが必ずしも明確でない。このような状況を、具体的な政策・制度に則して、関連分野の研究者の学際的共同研究によって打開する必要がある。また、社会保障システムの在り方をめぐる政策論的・制度論的議論が、所得の再分配という経済的・財政的側面に焦点をあわせている結果として、公私のケア・ネットワークの再編成のもつ政治社会学的・倫理的意義にまで遡った議論が背後に退き、そのため、公私の役割分担や世代間の負担の問題をめぐる議論を膠着状態に陥らせていく観がある。本プロジェクトのような観点からの学際的共同研究によって、「ケア」の概念に焦点を合わせて社会保障の在り方について新たな展望を提示することは、社会保障の在り方をめぐる昨今の政策論的・制度論的議論の偏りを是正し、社会保障システムの研究と改革論議の展開に適切な方向を示す意義がある。

なお、研究プロジェクトの名称を、2012年度から「ケアを基盤とする社会保障システムの新たな構築」から「『ケア』からみた社会保障の新たな展望」に変更したのは、本研究の主たる目的が、社会保障システムの個別的な政策論・制度論自体に関する何らかの具体的構想を提示することではなく、幾つかの代表的な政策論的・制度論的議論の検討を素材として、政策論的・制度論的議論を適切に行うための共通の背景となる統合的視点と基礎的理論枠組を学際的にさぐることであるという趣旨をより明確にするためである。

③方針：

- (1) 以上で述べたようなケア論の議論状況に鑑み、ケア論自体については、適宜各分野の代表的な研究者をゲスト・スピーカーとして招いて意見交換をするが、主としてコア・メンバーが分担して研究動向を調査する方式をとることにして、研究会メンバーは社会保障の各分野の理論と実務に精通した研究者を中心に編成する。
- (2) 考察対象を拡散させないために、家族関係、医療介護空間、雇用労働環境におけるケア問題をめぐる理論と実践の動向とその問題状況に絞り、それぞれの分野の最近の政策論的・制度論的議論に造詣の深い研究者をコア・メンバーに加える。
- (3) 2013年度にこのプロジェクトを主体に開催を予定している高等研カンファレンスの具体的なテーマと内外の招聘者についても意見交換し、2011年度中に原案を確定する。

Objectives:

In recent discussions about happiness or human security, ambiguous notion of “care” often plays a decisive role. Also many suggestive researches about practice and theory of care problems have developed in such disciplines as nursing study, ethics, psychology, sociology and so on, and various institutional devices of providing care services have been proposed or carried out in such fields of social security as elderly care, medical care, nursing care, childcare and so on. However, these notable developments in each discipline and field have not been related and integrated each other to reconstruct a care-based perspective on social security system. Focusing on discussions about social background of visualization of care and institutionalization of care practice in social security system, this interdisciplinary research project aims to elucidate characteristics and significance of interactional concept of “care” as an inclusive key-concept common to such institutionalized practice of social security as elderly care, medical care, nursing care, childcare and so on. Our main object is to explore into a integrative viewpoint and basic theoretical framework for the study about what the sustainable social security system should be like to support effectively reorganization of care network which can adequately cope with increasing new needs in response to recent transfiguration of social structure.

キーワード：ケア、社会保障、家族、介護、雇用、ケア・ネットワーク

Key Word：Care, Social Security, Family, Nursing Care, Employment, Care-Network

参加研究者リスト：18名（◎研究代表者）

氏名	職名等
◎西村 健一郎	同志社大学大学院司法研究科教授
安里 和晃	京都大学大学院文学研究科特任准教授
荒山 裕行	名古屋大学大学院経済学研究科教授
池田 恵利子	公益社団法人あい権利擁護支援ネット代表理事／社会福祉士
埋橋 孝文	同志社大学社会学部教授
大塚 晃	上智大学総合人間科学部教授
尾形 健	同志社大学法学部教授
落合 恵美子	京都大学大学院文学研究科教授
河 幹夫	神奈川県立保健福祉大学保健福祉学部教授
齋藤 有紀子	北里大学医学部准教授
笹田 昌孝	滋賀県立成人病センター総長
佐藤 恵子	京都大学大学院医学研究科特定准教授
佐藤 彰一	國學院大学法科大学院教授・弁護士（2012年度から参加）
相馬 直子	横浜国立大学大学院国際社会科学研究科准教授
武川 正吾	東京大学大学院人文社会系研究科教授
服部 高宏	京都大学大学院法学研究科教授
水島 郁子	大阪大学大学院高等司法研究科教授
村中 孝史	京都大学大学院法学研究科教授

研究活動実績：

2011年度：

第1回研究会においては、ケア論および社会保障におけるケア問題の最近の動向について、研究会メンバーが概観的な紹介を行い、研究会メンバーの問題関心の共有化をはかった。まず、服部高宏「ケア論の動向からみた社会保障問題」が、ケアの概念・性質をめぐる最近の議論状況をふまえて、ケア論が社会保障システムにどのような問題提起をしているかについて全般的な報告し、それをふまえて、参加者がそれぞれの問題関心を紹介しながら、意見交換を行った。その後、「社会保障の動向とケア問題」というテーマについて、西村健一郎が社会保障法制の従来の展開過程を回顧する観点から、埋橋孝文がわが国のセーフティネットの諸形態におけるケア問題の位置づけという観点から、武川正吾が介護システムにおけるケアのグローバル化という観点から、河幹夫が社会サービス給付の制度と実践をめぐる難問という観点から、それぞれの専門領域の知見をふまえて問題を提起し、質疑応答と意見交換を行った。

第2回研究会から、社会保障の主要な問題領域における最近の動向に即してケア問題を順次検討することを開始し、第2回研究会では、家族関係と労働関係におけるケア問題を取り上げた。落合恵子「家族主義の多様性：アジアのケアレジームの国際比較」が、家族形態とケアレジームの相互関係と時代的変化という観点から、日本の社会保障における家族政策の在り方について問題提起をし、質疑応答と意見交換を行った。また、水島郁子「労働関係にみるケアと社会保障」が、労働関係におけるケア問題への関心の高まりに対してどのような制度的対応が行われてきているかを紹介しつつ、それらの問題点を指摘し、それをめぐって参加者が意見交換をした。

第3回研究では、医療分野における最近のケア問題の動向を取り上げ、 笹田昌孝が「変遷する医療とケアの将来」、佐藤恵子が「ガン進行期の患者のケアに必要なこと」、齋藤有紀子が「療養生活と倫理・

人権：身体拘束・胃ろうをめぐる問題」について報告し、それぞれの報告について質疑応答・意見交換を行い、医療分野におけるケア・ネットワークの整備やケア実践の在り方などについての現代的課題をさぐった。

研究会開催実績：

第1回 2011年7月15日～16日 (於：高等研)

第2回 2011年10月1日 (於：高等研)

第3回 2012年2月24日～25日 (於：高等研)

他の参加者：6名

天野 文雄 国際高等研究所副所長

上山 泰 筑波大学法科大学院教授

佐藤 彰一 法政大学法科大学院教授

竹中 獻 同志社大学大学院司法研究科教授

田中 成明 国際高等研究所副所長

名川 勝 筑波大学人間総合科学研究科講師

2012年度：

第1回研究会では、社会福祉分野におけるケアの問題を主として取り上げ、池田恵利子が「地域のケア現場からみた社会保障のすき間」、佐藤彰一が「障害福祉分野における法専門職の役割」、大塚晃が「障害者の自己決定の支援について」、尾形健が「「生活」保障に関する憲法的基盤をめぐって」をテーマにそれぞれ報告し、各報告について質疑応答・意見交換を行って、社会福祉分野におけるケア実践と専門職、さらには法・憲法との関係などについて検討を加えた。

第2回研究会では、経済・経済学の分野におけるケアの問題を取り上げ、荒山裕行が「経済における高齢化、経済学における高齢化」、安里和晃が「ケアの国際化の現状と問題点」についてそれぞれ報告し、各報告について質疑応答・意見交換を行って、経済・経済学における家族概念の位置づけやケア労働の国際化に関する現代的問題をさぐった。

第3回研究会では、ケア研究の先駆者の一人である倫理学者の川本隆史氏による話題提供に基づき意見交換をした後、これまでの議論の整理と総括討論を行った。

研究会開催実績：

第1回 2012年7月21日～22日 (於：高等研)

第2回 2012年9月23日 (於：高等研)

第3回 2013年2月19日 (於：高等研)

話題提供者：1名

川本 隆史 東京大学大学院教育学研究科教授

他の参加者：1名

田中 成明 国際高等研究所副所長

Achievement:

2011 fiscal year:

At the first meeting held on June 15-16, 2011, Prof. Hattori reported on "Problems of Social

Security seen from Discussions about Care”, and Profs. Nishimura, Uzuhashi, Takegawa and Kawa reported on common topics: “Recent Trends in Social Security and Care Problems”, focusing on each major field. Basing on these review reports, participants exchanged their opinions and discussed about problems pointed out in these reports in order to get common understanding about the main issues concerning recent developments in care discussions and social security system.

From the second meeting, we have started to analyze care problems in main fields of social security system. At the second meeting held on October 1, 2011, Prof. Ochiai reported on “Varieties of Familialism: A Comparison of Asian Care Regimes” and Prof. Mizushima reported on “Care and Social Security in Labor Relation”. Participants discussed about issues pointed out in these reports and deepened their understanding of recent trends of care problems in family and labor relation.

At the third meeting held on February 24-25, 2012, three core members reported on recent trends of care problem in their major fields ; Prof. Sasada “Changing Medical Care and Future of Care”, Prof. Sato “What is necessary for Caring for Cancer Patients” and Prof. Saito “Medical Treatment and Ethics / Human Rights : Problems concerning Gastrostomy and Patient Restraints”. Participants discussed about problems concerning reorganization of care networks and improvement of care practice in the field of medical care.

2012 fiscal year:

At the first meeting held on June 21-22, 2012, four core members reported on contemporary care problems in their major fields: Ms. Ikeda on “Gaps in the Social Security from the Viewpoint of Community Care Situation”; Prof. Sato on “Role of Legal Profession in the Social Welfare for Disabled People”; Prof. Otsuka on “Support of Self-decision of Disabled Persons”; Prof. Ogata on “Constitutional Foundation for securing ‘Life’”. After each report, participants discussed about care practice in the field of social welfare and about its relation with legal profession and constitutional law.

At the second meeting held on September 23, 2012, two core members reported on care problems in the field of economy and employment: Prof. Arayama on “Aging in Economy and Aging in Economics”; Prof. Asato on “Present Situation and Problems of Globalization of Care”. Participants discussed on the issues presented in each of these reports, and considered the significance of the factor of family in economy and economics and today’s problems of globalization of care work.

At the third and last meeting held on February 19, 2013, Prof. Kawamoto as guest speaker reported on ethical problems of contemporary care and care work. Afterward participants summed up their discussion so far.

研究活動総括 :

本プロジェクトでは、幸福や安全・安心をめぐる議論で近時頻繁に用いられている「ケア」という概念を、人間の社会的生存に不可欠な相互関係概念として学際的に解明し、社会構造の変容に対応したケア・ネットワークの再編という観点から、社会保障の新たな在り方を研究するための総合的視点と基礎的理論枠組を構想することを目指した。研究会での活発な意見交換を通じて、成果として以下のようなことが明らかとなり、それが同時に今後学際的に取り組んでいくべき課題となった。

(1) ケアの算定・可視化について

- ・ 家族によるケアは家庭内で自発的に行われるものとみなされるがゆえに、他の家事労働と同様に、対価に値する「労働」との位置づけ・評価を受けず、経済的な財・サービスの流れのなかに位置付けられることが少ない。家庭内でのケア労働についても、それを労働として捉える評価基準が必要

となる。

(2) ケアする主体・人材について

- ・ ホーム・ヘルパーという資格の名称が示しているように、わが国の介護福祉士は、看護の延長ではなく家事の延長としての捉えられており、必ずしも高い専門性を認められるものではない。また介護保険も、金銭給付がないなど日本独特の性格をもつ。外国人介護者もほとんど不在と言つてよい。介護システムのグローバル化の中でこうした日本の特徴がどのように変容していくのかが今後の課題である。
- ・ 他方、他国の状況を見ると、ケアを担う人材の供給は、必ずしも国内のみで担われているわけではなく、むしろ国境を越えて他国の国民により担われることが少なくない。賃金や時間などの条件の面で必ずしも高い評価の得られていないケア労働が、自国以外の国民により担われ、新たな国境を越えた移動が起こっていることの問題にも目を向けるべきである。
- ・ 歴史的には、近代は主婦とともに家事使用人を生み出したが、20世紀には主婦自身が家事をする時代となり、男性=稼ぎ手、女性主婦となったが、1980年以降は欧州でまた家事使用人が増え、アジア諸国や北アフリカの出身者がその担い手となった。アジアでもシンガポールのように家事使用人の雇用が広まる国もあるが、アジアの特徴として、年数を限った一時的滞在しか認めない特徴が見られ、人権侵害もある。わが国もまたその点では閉鎖的である。

(3) ケアの受け手のニーズについて

- ・ 憲法が想定する最低「生活」保障は、人の具体的生の有り様に応じて、個別具体的・多様に検討すべきであり、またその際の「生活」保障とは、経済的生活保障の側面のみならず、障害者の政治参加など、憲法上の権利保障一般との関係でも考慮する余地がある。
- ・ 医療における身体拘束について、人により問題の捉え方が微妙に異なっており、その正当化については法令や規則で様々な言葉で語られているが、本人の死生観といったきれいなことばでは片付けられない重い問題があることに十分注意すべきである。
- ・ 医療においては、客観的な苦しみの緩和・除去という意味でのキュアのみならず、主観的な苦しみの緩和・除去という意味でのケアがますます重要になっており、傾聴に基づく共感的理解という方法によるスピリチュアル・ケアの技法とその教育が重要である。

(4) ケアの制度化と社会保障制度の在り方について

- ・ 社会保障法における二つの給付である金銭給付と現物給付のうち、後者の提供の在り方についてより深い考察の必要がある。医療の現物給付としての「療養の給付」、また対人サービスとしての介護について、社会保障におけるケアとして、その在り方により注目していく必要がある。
- ・ 公的扶助制度の在り方は国によってさまざまであり、制度そのものの統一的な定義は難しいが、「例外的な困窮に対処し、貧窮を軽減しうるように、所得および資産の調査に基づいた援助サービスによるセーフティネットを提供する制度」というのが平均像を伝えている。最後の拠り所としての機能から、雇用労働への何らかのディスインセンティブを最小化し、独立性と個人の責任性を促進するという政策上の狙いが加えられるようになっている。
- ・ ケアの活動そのものを阻害しない仕方で、ケアの活動の場を支える仕組みをどのように整えていくかが重要である。舞台装置の整備と、その上での活動については、両方の関係を意識しつつも、両者を分けて考えることが肝要である。ケアの活動については、対等な人間観に妥当する民法の論理を基礎に考えるべきである。ケアの活動を支える仕組みを語る行政法の論理を、ケアの活動の場に持ち込むべきではない。
- ・ 急速に進む高齢化のなかでの医療・ケアの在り方については、患者の納得のいく生涯につながり、高齢でも自立して生きることを促すものであることが必要であり、高齢者の自立的生活を可能にする都市作りが求められている。
- ・ 職場におけるメンタル・ケアの重要性とそれに対する企業の責任が問われている。労働者が精神障

害を発病し、それが業務に起因する者であれば、労災保険から補償給付がなされるが、企業に注意義務違反や安全配慮義務違反があったとして、企業が損害賠償を求められる場合もある。労働者の健康を守り、損害賠償リスクを回避するため、労働者に過重な心理的負担を与えないよう、また発病の場合は適切な対応をとる必要がある。

(5) ケアのネットワークの在り方

- ・ 憲法が定める最低限の「生活」保障を実現するためには、政治部門における立法活動や司法部門における法の解釈・適用など、国家機関相互の協働（partnership）がきわめて重要となる。
- ・ 障害者福祉などにおける権利擁護のために、福祉と法のそれぞれにおけるネットワークと、福祉専門職と法律専門職の連携が重要であることを認識し、とくに法律専門職に福祉への取組みをもっと高めることが必要である。
- ・ 痴呆高齢者、障害者等を念頭に、個人の個別性を重視した権利擁護の在り方を確立するには、まずは意思決定支援であるが、本人の能力が低下し自己の利益を主張しえない場合には、本人の最善の利益を法的に実行できる人を援助者として付ける、成年後見制度の利用が重要となる。
- ・ 障害者の自己決定支援については、本人をよく知る家族や施設職員以外の、本人と利害関係のない第三者を取り込んだ、ネットワークのなかでの支援体制の構築が必要であり、その意味で、基幹相談支援センター自立支援協議会の役割が重要となる。
- ・ 不条理な苦痛という集計量を減らすという消極的功利主義の問題点を克服し、全体としての量ではなく、具体的な顔をもつ個人の福祉の増進という意味で、脱集計化（disaggregation）をケアの制度の設計・点検の手法として鍛え上げることが重要である。その際、ケアの受け手のみならずケアする側にも目を向け、入れ子になった依存関係に注目する必要がある。

以上の検討を通じて確認できた論点や方向性については、拠点を別に移して引き続き研究を続ける予定である。

Whole Achievement:

In this project we have tried to analyze the concept of care interdisciplinarily and aimed at elaborating a basic theoretical framework to examine new social security system from the viewpoint of reorganizing care network in the society. Through active exchange of opinions in several meetings we could come to the following results:

(1) Make Care Visible

- ・ Care work, which is done by family member, is esteemed rarely as payable labor, because family care is considered to be performed voluntarily. We need some standard to evaluate care work among families as “countable” and visible labor.

(2) Problems of Care Workers

- ・ Japanese “home helper” comes not from nursing but from housework, and it is not often associated with high specialty. And in Japan we have few foreign care workers now. Such a Japanese characteristic in social welfare should transform in the face of globalization in care system.
- ・ In other countries care work is not always carried out not by inland people but by foreign workers. We should pay more attention to the problems relating to these situations, such as restricted stay allowance and human rights violations.

(3) Needs of the Cared

- ・ The minimum “life” security which Japanese constitution assumes should be examined concretely and diversely depending on the individual ways of life. And it should include not only economic insurance but also constitutional rights in general such as political participation.

- There are difficult problems concerning to the justification of physical restrictions in medical care, because each person grasps the concrete situation differently.
- “Care” in the meaning of that of subjective pains as well as “cure” in the sense of relaxation and removal of objective pains become more and more important, and technique and education of spiritual care should be noticed more.

(4) Institutionalization of Care and Social Security System

- There are two ways of provision, money payment and the benefit in kind, and we should not the latter more. “Provision of medical treatment” as medical benefit in kind and care-giving as humane service should be paid more attention to in the sense of care in the social security.
- The public allowance system, which has served as so called “safety net,” varies among countries. It was thought to be the last support for human life, but recently it gets new meaning of minimizing the disincentive to work and promote personal independence and responsibility.
- It is important to build and maintain the stage setting on which the activity of care can be well performed. The logic of the stage setting and that of the activity of care itself should be divided. We should not use the logic of administrative law in order to promote activity of care-givers.
- In rapidly aging society we need such medical care that can promote independent way of life even for the aged people, and we need the town planning that enables the aged people to live independent life.
- The mental care in the work place becomes more and more important, and companies are thought to be responsible for mental diseases of workers which arise from their working circumstances, when the companies break their obligation of attention or safety-control.

(5) Importance of Care-Networking

- We need partnership between activities of state organs such as legislation in the political section or interpretation and application of law in the judicial branch in order to realize the minimum “life” security which Japanese constitution establishes.
- For advocacy of handicapped persons we need networking in each field of welfare and law, and it is important to promote the cooperation among experts in welfare and law.
- For the establishment of advocacy system which takes personal individuality seriously, the support of decision making is very important. But the use of adult guardianship gets great significance in order to carry out the best profit of the person, when his judging ability falls and he cannot insist on his own profit.
- For the self-decision support of handicapped persons, we should promote networking of supporting people, in which the third and neutral persons as well as intimate people should be included for the sake of the interest of the supported.
- We have to overcome the problems of negative utilitarianism which will reduce the total amount of “absurd” pain, and we should make best use of the concept of “disaggregation” in order to design and check the system of care. And it is necessary to pay attention to the dependence of care-givers as well as the cared.

We will go to the next stage and continue to examine what we could confirm through the above mentioned consideration.

国際高等研究所 研究プロジェクト
「ケアを基盤とする社会保障システムの新たな構築」
2011年度第1回研究会 プログラム

開催日時：2011年 7月 15日（金） 14:00～17:30
7月 16日（土） 9:30～12:00

開催場所：国際高等研究所セミナー1（1F）

研究代表者：西村 健一郎 同志社大学大学院司法研究科教授
担当所長・副所長：田中 成明 副所長

出席者：（14人）

研究代表者	** 西村 健一郎	同志社大学大学院司法研究科教授
参加研究者	荒山 裕行	名古屋大学大学院経済学研究科教授
(11人)	池田 恵利子	一般社団法人あい権利擁護支援ネット代表理事／社会福祉士
	** 埋橋 孝文	同志社大学社会学部教授
	尾形 健	同志社大学法学部教授
	** 河 幹夫	神奈川県立保健福祉大学保健福祉学部教授
	笹田 昌孝	滋賀県立成人病センター総長
	佐藤 恵子	京都大学大学院医学研究科特定准教授
	** 武川 正吾	東京大学大学院人文社会系研究科教授
	** 服部 高宏	京都大学大学院法学研究科教授
	水島 郁子	大阪大学大学院法学研究科准教授
	村中 孝史	京都大学大学院法学研究科教授

**：スピーカー

その他参加者 佐藤 彰一 法政大学法科大学院教授
(2人) 田中 成明 国際高等研究所副所長

プログラム

7月 15日（金）

14:00～17:30 [セミナー1]

14:00 プロジェクトの企画趣旨説明

西村 健一郎 教授（研究代表者）

田中 成明 教授（担当副所長）

14:20 ケア論の動向から見た社会保障問題

話題提供者 服部 高宏 教授（参加研究者）

出席者から、自己紹介を兼ねてそれぞれコメントいただいた後、意見交換

15:10 <休憩 10分>

15:20 社会保障の動向とケア問題（1）（各 20～30 分）

話題提供者 西村 健一郎 教授（研究代表者）

話題提供者 埋橋 孝文 教授（参加研究者）

題目「日本のセーフティネットのかたち」

（討 論）

17:30 終了

19:00～21:00 意見交換を兼ねた懇談会

7月16日（土）

9:30～12:00 研究会〔セミナー1〕

9:30 社会保障の動向とケア問題（2）（各 20～30 分）

話題提供者 武川 正吾 教授（参加研究者）

話題提供者 河 幹夫 教授（参加研究者）

（討 論）

11:40 今後の研究の進め方について

12:00～13:00 昼食 兼 意見交換会

配布資料（公開不可）

- 社会保障からみた「ケア」 西村 健一郎
- 2011年度研究計画書「ケアを基盤とする社会保障システムの新たな構築」
- IIAS NEWS letter vol.77
- ケア論の動向からみた社会保障問題 服部 高宏
- 社会保障の動向とケアの問題 河 幹夫
- 新老年学 武川 正吾
- 高齢者ケア政策の変遷 武川 正吾
- 岐路に立つ日本の介護システム 武川 正吾

国際高等研究所 研究プロジェクト
「ケアを基盤とする社会保障システムの新たな構築」
2011年度第2回研究会 プログラム

開催日時：2011年 10月 1日（土） 13:30～17:30

開催場所：国際高等研究所セミナー1（1F）

研究代表者：西村 健一郎 同志社大学大学院司法研究科教授
担当所長・副所長：田中 成明 副所長

出席者：（11人）

研究代表者	西村 健一郎	同志社大学大学院司法研究科教授
参加研究者 (メンバー) (9人)	安里 和晃 池田 恵利子 埋橋 孝文	京都大学大学院文学研究科特任准教授 あい権利擁護支援ネット代表理事／社会福祉士 同志社大学社会学部教授
**	落合 恵美子 河 幹夫 笹田 昌孝 佐藤 恵子 服部 高宏 ** 水島 郁子	京都大学大学院文学研究科教授 神奈川県立保健福祉大学保健福祉学部教授 滋賀県立成人病センター総長 京都大学大学院医学研究科特定准教授 京都大学大学院法学研究科教授 大阪大学大学院法学研究科准教授

**：スピーカー

その他参加者 田中 成明 国際高等研究所副所長
(1人)

プログラム

10月1日（土）

13:30～17:30 研究会〔セミナー1〕

13:30 話題提供（1）

落合 恵美子 教授（京都大学大学院文学研究科）
「家族主義の多様性：アジアのケアレジームの国際比較」
意見交換

15:25 <休憩>（10分）

15:35 話題提供（2）

水島 郁子 准教授（大阪大学大学院法学研究科）
「労働関係にみるケアと社会保障」

17:30 終了

配布資料（公開不可）

- 「Varieties of Familialism : A Comparison of Asian Care Regimes」落合 恵美子
- 「労働関係にみるケアと社会保障」 水島 郁子

国際高等研究所 研究プロジェクト
「ケアを基盤とする社会保障システムの新たな構築」
2011年度第3回研究会 プログラム

開催日時：2012年 2月 24日（金） 14:00～17:30
2月 25日（土） 9:30～12:00

開催場所：国際高等研究所セミナー1（1F）

研究代表者：西村 健一郎 同志社大学大学院司法研究科教授
担当所長・副所長：田中 成明 副所長

出席者：（15人）

研究代表者	西村 健一郎	同志社大学大学院司法研究科教授
参加研究者 (9人)	安里 和晃 荒山 裕行 池田 恵利子 ** 斎藤 有紀子 ** 笹田 昌孝 ** 佐藤 恵子 武川 正吾 服部 高宏 水島 郁子	京都大学大学院文学研究科特任准教授 名古屋大学大学院経済学研究科教授 社団法人あい権利擁護支援ネット代表理事・社会福祉士 北里大学医学部医学原論研究部門准教授 滋賀県立成人病センター総長 京都大学大学院医学研究科特定准教授 東京大学大学院人文社会系研究科教授 京都大学大学院法学研究科教授 大阪大学大学院法学研究科准教授

**：スピーカー

その他参加者 (5人)	上山 泰 佐藤 彰一 竹中 獻 田中 成明 名川 勝	筑波大学法科大学院教授 法政大学法科大学院教授 同志社大学大学院司法研究科教授 国際高等研究所副所長 筑波大学人間総合科学研究科講師
----------------	--	--

プログラム

2月 24日 (金)

14:00 話題提供 (1)

笹田 昌孝 氏 (滋賀県立成人病センター総長)

「変遷する医療とケアの将来」

意見交換

<休憩> (10分)

16:10 話題提供 (2)

佐藤 恵子 氏 (京都大学大学院医学研究科特定准教授)

「がん進行期の患者のケアに必要なこと」

意見交換

17:30 終了

18:30~20:30 懇談会 (打合せ・意見交換を兼ねて)

2月 25日 (土)

9:30 前日の意見交換の続き

10:00 話題提供 (3)

齋藤 有紀子 氏 (北里大学医学部医学原論研究部門准教授)

「療養生活と倫理・人権：身体拘束・胃ろうをめぐる問題」

意見交換

12:00~ 昼食 (打合せ・意見交換を兼ねて)

国際高等研究所 研究プロジェクト
「『ケア』からみた社会保障の新たな展望」
2012年度第1回（通算第4回）研究会プログラム

日 時：2012年 7月 21日（土） 13:30～17:30
7月 22日（日） 9:00～12:30

場 所：国際高等研究所 セミナー1（1F）

出席者：（12人）

研究代表者	西村 健一郎	同志社大学大学院司法研究科教授
参加研究者	安里 和晃	京都大学大学院文学研究科特任准教授
	荒山 裕行	名古屋大学大学院経済学研究科教授
**	池田 恵利子	公益社団法人あい権利擁護支援ネット代表理事・社会福祉士
**	大塚 晃	上智大学総合人間科学部社会福祉学科教授
**	尾形 健	同志社大学法学部教授
	笹田 昌孝	滋賀県立成人病センター総長
	佐藤 恵子	京都大学大学院医学研究科特定准教授
**	佐藤 彰一	國學院大学法科大学院教授
	服部 高宏	京都大学大学院法学研究科教授
	水島 郁子	大阪大学大学院法学研究科教授

**：スピーカー

その他参加者 田中 成明 国際高等研究所副所長

プログラム

7月21日（土）

13:30 話題提供（1）

池田 恵利子 氏（公益社団法人あい権利擁護支援ネット代表理事）

「地域の『ケア』現場からみた社会保障のすき間」

－地域でどう支えるのか、権利擁護とソーシャルワーク－

意見交換

＜休憩＞（10分）

15:35 話題提供（2）

大塚 晃 氏（上智大学総合人間科学部社会福祉学科教授）

「障害者の自己決定支援について」

意見交換

17:30 終了

7月22日（日）

9:00 話題提供（3）

佐藤 彰一 氏（國學院大学法科大学院教授）

「障害福祉分野における法専門職の役割」

意見交換

＜休憩＞（10分）

10:50 話題提供（4）

尾形 健 氏（同志社大学法学部教授）

「『生活』保障に関する憲法的基礎をめぐって」

意見交換

12:30 終了

国際高等研究所 研究プロジェクト
「『ケア』からみた社会保障の新たな展望」
2012年度第2回（通算第5回）研究会プログラム

日 時：2012年 9月 23日（日） 13:00～17:30

場 所：国際高等研究所 セミナー1（1F）

出席者：（9人）

研究代表者	西村 健一郎	同志社大学大学院司法研究科教授
参加研究者 **	安里 和晃	京都大学大学院文学研究科特任准教授
**	荒山 裕行	名古屋大学大学院経済学研究科教授
	池田 恵利子	公益社団法人あい権利擁護支援ネット代表理事／社会福祉士
	笹田 昌孝	滋賀県立成人病センター総長
	佐藤 恵子	京都大学大学院医学研究科特定准教授
	服部 高宏	京都大学大学院法学研究科教授
	村中 孝史	京都大学大学院法学研究科教授
**	スピーカー	

その他参加者 田中 成明 国際高等研究所副所長

プログラム

9月23日（日）

13:00 話題提供（1）

荒山 裕行 氏（名古屋大学大学院経済学研究科教授）
「経済における高齢化、経済学における高齢化」

意見交換

<休憩>（15分）

15:15 話題提供（2）

安里 和晃 氏（京都大学大学院文学研究科特任准教授）
「ケアの国際化の現状と問題点」

意見交換

17:30 終了

国際高等研究所 研究プロジェクト
「『ケア』からみた社会保障の新たな展望」
2012年度第3回（通算第6回）研究会プログラム

日 時：2013年 2月 19日（火） 11：00～15：30

場 所：国際高等研究所 セミナー 1（1F）

出席者：（9人）

研究代表者	西村 健一郎	同志社大学大学院司法研究科教授
参加研究者	池田 恵利子	公益社団法人あい権利擁護支援ネット代表理事／社会福祉士
	埋橋 孝文	同志社大学社会学部教授
	河 幹夫	神奈川県立保健福祉大学保健福祉学部教授
	笹田 昌孝	滋賀県立成人病センター総長
	佐藤 恵子	京都大学大学院医学研究科特定准教授
	服部 高宏	京都大学大学院法学研究科教授

話題提供者（ゲストスピーカー）

（1人） 川本 隆史 東京大学大学院教育学研究科教授

その他参加者 田中 成明 国際高等研究所副所長

（1人）

プログラム

11：00 話題提供
川本 隆史 氏（東京大学大学院教育学研究科教授）
「社会保障制度をケア（手入れ）するために

——市井三郎とジョン・ロールズの〈学びほぐし〉から」

意見交換

13：00 <昼食・休憩>

13：45 中間的な総括討議

15：30 終了